

告示

埼玉県告示第千三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
眼科 保阪医院	蕨市南町三―六―六	令和三年十一月五日
こはま眼科クリニック	草加市清門町五二―大塚メデイカルコミュニティ二F	令和三年十月三十一日
くるまじ皮フ科クリニック	志木市館二―七―三	令和三年十月三十一日
医療法人社団 伸和会 山口医院	所沢市花園二―二三四四―二六	令和三年十月三十一日
はなみずき小手指クリニック	所沢市小手指町一―一六―四	令和三年十月三十一日
ふく在宅クリニック	F 所沢市松葉町七―二四ハイツコルザ	令和三年十月三十一日
富士見井上眼科	富士見市山室一―一三一三ららぼーと富士見一F一〇一〇―B区画	令和三年十月三十一日
松本医院	加須市本町一―一―五	令和三年九月十四日

北本薬局	ホームケア薬局	スギ薬局 東松山新宿町店	中川薬局 上尾店	石井歯科医院	清水歯科医院	ヒロレディースクリニック	山崎医院
北本市北本一―八七―一〇一	深谷市東方町二―三―一	東松山市新宿町一七―一ヤオコー東松山新宿町店内	上尾市藤波三―一九―一	日高市森戸新田九九―一三	久喜市久喜東三―二二―二七	鶴ヶ島市藤金八四五―四 三F	加須市根古屋六四二―一〇
令和三年十月三十一日	令和三年九月三十日	令和三年九月三十日	令和三年十月三十一日	令和三年十月三十一日	令和三年十月三十一日	令和三年十月三十一日	令和三年十月三十一日